

基本方針 3

【 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する 】

市民一人一人の学習意識が多様化する調布市にあって、市民が、生涯にわたり自己研さんに励み、それぞれの自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送ることが求められている。

そのために、地域資源を有効活用しながら、市民の要請や思いを的確に受け止め、それに応じた学習の機会や場と学習情報の提供ができる仕組みづくりを推進する。

＝基本方針3を設定した意図＝

様々な情報があふれている現代社会において、人それぞれに求めるものも異なっているが、自らを高めていく思いにこたえる生涯学習の理念が浸透してきている。生涯学習は、学校や地域社会の中で、集団で行なわれる学習活動や社会活動だけではなく、一人一人が自己の人格を磨き、喜びをもてるように、趣味やスポーツ等幅広い活動を通して行われるものである。勉強したい・学びたい人たちに、的確な学習情報や、市民が自主的に学習できる場の提供など、仕組みづくりを行わなければならない。

調布市では、平成17年度に「社会教育計画」が策定され、これに基づいた社会教育関連事業が実施されてきている。

一方、生涯学習にかかわる体制としては、平成13年度には、生涯学習推進担当が、平成20年度にはスポーツ振興担当が市長部局に移管されたが、市民の生涯学習を推進するため、教育委員会と市長部局の関連部署との協働の事業や交流を今以上に深めていかなければならない。

また、調布市内には下布田遺跡と深大寺城跡の2件の国史跡をはじめ、様々な文化財が存在し、文化・芸術では調布市ゆかりの文人にちなんだ武者小路実篤記念館・実篤公園があり、調布市の特色ともなっている。また、市内には地域ごとに歴史背景や文化遺産、人材が存在し、このような地域ゆかりの資源を生かした事業展開は、調布市民にとっても郷土・地域を知り、地域への愛着心をもつことにつながる。

さらに、図書館では市内に分館を設置し、市民が近くの図書館で同じようなサービスを受けられる体制を続けており、公民館では、市民への学習の成果発表の場として地域文化祭を実施するなど、調布市における生涯学習の基盤をつくり上げてきた。

このような中で、基本方針3では、生涯にわたって自己実現をめざす機会を提供する、を柱とし、施策につなげていくこととした。

施策 12 生涯学習の意識啓発や活動支援に向けた取組

「生きがいづくり」ともなる，生涯を通じた学習の意義を啓発する事業の実施とともに，学習活動を行う市民団体等への支援を行う。一方，すべての人が学習できることを目指し，障害のある人への学習機会を広げるための支援を行う。

また，さまざまな学習活動の場がある中で，市民にとって分かりやすい利用体制を整えることも重要で，庁内を横断する事業の展開や，市民活動支援機関等との連携を図り，生涯学習を充実させる。

主要事業 62 社会教育学習グループのサポート

《事業のねらい》

市民の自主的なグループ学習を支援し，公開講座の実施などにより，学習した成果を地域社会に還元し，活動の支援を推進する。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 63 社会教育団体の育成と支援

《事業のねらい》

社会教育事業を実施する団体に対して，会場使用料や事業経費の助成を行い，市内における社会教育の発展を促す。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 64 社会教育情報紙「コラボ」の発行

《事業のねらい》

家庭教育に関して興味，関心をもち，さまざまな情報の提供を受けることで知識を増やし，意識の向上を図るため，年5回程度発行している。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 65 杉の木青年教室事業

《事業のねらい》

特別支援学級を卒業した社会人の青年を対象に、社会において必要とされる知識と教養を習得し、自立性の向上を目指す支援をする。

集団行動を学び円滑な人間関係の構築を図る。職場（作業所）と自宅の往復になりがちな生活において、ディスコパーティーのような日常と異なる場を月1回提供することで、生活の中にゆとりと充実をもたらす。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 66 のびのびサークル事業の推進

《事業のねらい》

土曜日に、調布市内に在住する市立小・中学校の特別支援学級在籍者及び都立の特別支援学校在籍者を対象とし、月2回の校外活動やゲームなどの事業を通して、地域活動の促進を図る。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 67 遊 ing(ゆーいんぐ)事業の推進

《事業のねらい》

特別支援学級に在籍する児童・生徒が、映画鑑賞、体操教室、調理実習、工作教室などの年10回実施する様々な体験活動に挑戦することで、社会性や他人とのかかわりを学ぶことを目指す。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 68 子どもの読書活動の推進

《事業のねらい》

乳幼児から小・中学生までの子どもが言葉を学び、想像力を養い、幅広い知識を習得、社会の中で生きる力を習得する上で欠くことのできない読書の力を身につけるため、子どもの発達段階に応じた資料の提供と、資料と子どもを結びつけるためのおはなし会などの事業を行う。子どもと子どもの本に関心のある大人に向けても、子どもの本を読む会などさまざまな事業を実施する。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課：図書館)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
		次期基本構想に基づく計画事業の策定		
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応

主要事業 69 読書会、講座、講演会の実施及び支援

《事業のねらい》

読書会や講座、講演会を主催し、また開催を支援することにより、市民の学習を支援する。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：図書館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施				

主要事業 70 3公民館合同利用団体連絡会の設置

《事業のねらい》

よりよい公民館活動の推進と連携を目的に、3公民館で活動する団体(利用団体連絡会等)で組織する連絡会を立ち上げ、交流や情報交換などを行うとともに地域に潜在する人材を掘り起こし、この人材を事業に活用することにより地域の活性化を図る。

【5年間の取組予定】 ★新規事業 (事業主管課：公民館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	検討・準備		実施		

主要事業 71 手話通訳，点訳，音訳事業の充実

《事業のねらい》

講演会等に手話通訳をつけるなど，聴覚障害者へ学習機会を提供する。また，図書館資料は点訳・音訳し障害のある利用者に提供するなど，広く市民の学習機会を確保・支援する。

【5年間の取組予定】 ◎拡充事業 (事業主管課：公民館，図書館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受けて拡充し実施	----->			

主要事業 72 社会教育委員の設置

《事業のねらい》

社会教育法第15条及び調布市社会教育委員設置条例に基づき，社会教育委員を設置している。社会教育委員は，市の社会教育に関して，調布市教育委員会に助言・答申等を行っている。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 73 公民館運営審議会の運営

《事業のねらい》

社会教育法第29条，調布市公民館条例第17条による設置。館長の諮問により公民館における各種事業，またその企画実施について調査審議し，助言をする。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：公民館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 74 図書館協議会の運営

《事業のねらい》

図書館法第14条及び調布市立図書館条例第9条により設置しており，図書館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに，図書館活動について館長に対して意見を述べる機関である。年4回開催されている。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：図書館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

施策 13 学習や学習成果の発表の機会や場，学習情報の提供に向けた取組

様々な情報が氾濫し，市民のニーズがより多様化している状況において，的確な学習情報の提供を行うため，図書館及び資料を扱う関連部署においては連携を取りながら，資料の収集を行うとともに，利用者への提供の便宜を図り，市民の学習を支援する。

また，情報の提供とともに学習の機会や活動及び学習成果が発表できる場の提供も必要なため，社会教育施設の設備や事業内容等について充実を図る。

主要事業 75 公民館登録団体の育成と支援

《事業のねらい》

調布市公民館利用団体の登録及び援助に関する規則に基づいて，公民館登録団体の活動の育成と支援をし，公民館を学習や成果発表の機会や場として提供することで，地域の活性化と生涯学習の推進につなげる。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：公民館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 76 地域文化祭の実施

《事業のねらい》

公民館施設を利用する団体が実行委員会を組織して地域文化祭を企画・運営し，学習成果を発表する場となっている。また，公民館利用団体相互だけでなく，地域住民との交流を深める場にもなっている。(施策 18 に再掲)

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：公民館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 77 図書館資料の収集、整理、保存の推進

《事業のねらい》

本や雑誌、視聴覚資料、電子資料などの図書館資料を収集し、利用できるよう整理する。将来の利用のための保存も行う。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課：図書館)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応

主要事業 78 図書館の資料提供

《事業のねらい》

収集・整理・保存されている図書館資料を、貸出、閲覧、複写などによって利用者に提供する。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課：図書館)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応

主要事業 79 調査活動への支援

《事業のねらい》

資料探索や調査研究のアドバイスを行う。また、ガイダンスを実施したり、案内シートの作成などを行い、利用者が求める資料を探索する支援を行う。また、京王線沿線七市連携の図書館相互貸し出しサービスを継続して、市民の利便性を高め情報収集をしやすくする。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課：図書館)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応

主要事業 80 図書館ハンディキャップサービスの推進

《事業のねらい》

ハンディキャップサービスは、点訳・音訳した資料を利用者に提供すること、また来館が困難な利用者への宅配サービスを主として市民の協力を得て実施してきている。市民自らが調布市の図書館活動に関わることで、生涯学習の充実を図る。(施策 18 に再掲)

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:図書館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 81 公民館国際理解講座の実施

《事業のねらい》

常に変化する国際社会や、他国の人々の生活文化、歴史等を理解する学習の機会を提供する。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:公民館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 82 公民館成人教育事業の実施

《事業のねらい》

市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習ができるように学習の機会を提供していく。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:公民館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

施策 14 歴史や地域ゆかりの文化・芸術・伝統芸能の保存や継承及び活用への取組

文化遺産は、都市化や生活様式の変化につれて減少傾向が著しい。また指定文化財として保護の対象となっている文化遺産も、周辺環境の変貌による影響が顕著になっている。こうした状況をふまえて文化遺産の保全対応に急いで取組むとともに、これらを後世に引き継ぐための後継者育成、有効な活用を図るための仕組づくりを進める。

また、調布市内には歴史的な文化遺産だけでなく、文学者武者小路実篤ゆかりの地もあり、それぞれの地域に存在する文化や伝統的な行事あるいは郷土芸能などを市民の学習に活かし、多くの市民と共有しながら、保存と継承を推進していく。

一方、収集されている資料が増え続けており、その保全管理は不可欠である。そこで今後増えるであろう電子資料やアーカイブも含めて、資料のデータベースを整え、デジタル化による資料提供などの方法について検討・実施していく。

主要事業 83 文化財の指定・管理の推進

《事業のねらい》

新たな文化財の指定を進め、保護対象の充実を図る。またすでに指定されている文化財についても管理等保護内容の充実を図る。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：郷土博物館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施				

主要事業 84 国史跡下布田遺跡・深大寺城跡の整備

《事業のねらい》

国史跡の下布田遺跡と深大寺城跡は、保存用地の取得等を進めて保全を図るとともに、活用に向けての計画立案をする。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課：郷土博物館)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応

主要事業 85 学校教育との連携事業の推進

《事業のねらい》

学校と周辺地域固有の歴史や文化遺産を紹介する「歴史の部屋」の活用，また博物館学芸員による出前授業等，調布ゆかりの事項について連携事業を実施する。

【5年間の取組予定】 ◎拡充事業 (事業主管課：郷土博物館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受けて拡充し実施	----->			

主要事業 86 郷土芸能の保存と継承

《事業のねらい》

現在市内に残る祭ばやし等郷土芸能の継承，特に後継者育成を支援する。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：郷土博物館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 87 文化財保護啓発の推進

《事業のねらい》

市内に所在する指定文化財の公開機会の拡大や見学会の実施，広報誌の発行等，また東京都提唱の文化財ウィーク，多摩地域の自治体で共同実施する「郷土誌フェア」への参加等により，市内外での文化財保護の啓発を図る。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：郷土博物館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 88 実篤公園管理計画の策定

《事業のねらい》

地域ゆかりの文化遺産である実篤公園の良好な維持と美観の保持，来園者の快適な利用を図る。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：実篤記念館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

主要事業 89 武者小路実篤の生涯と「白樺」,「新しき村」,「仙川の家」を主題とした
展示事業の展開

《事業のねらい》

時代性をもった視点で、地域ゆかりの存在である武者小路実篤の文学、美術の世界を、市民を始めとする武者小路実篤の世界に関心をもつ人々に伝える。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課:実篤記念館)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応

主要事業 90 実篤関連の文学・美術作品等の資料収集、整理、保存、修復

《事業のねらい》

実篤関連資料を収集、整理・保存、修復し、貴重な地域ゆかりの文化遺産を後世へ伝える。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課:実篤記念館)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応

主要事業 91 実篤関連情報と収蔵品情報の収集及び提供

《事業のねらい》

多岐にわたる収蔵作品・資料を、展示や普及活動の基本資料として活用する。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:実篤記念館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施				

主要事業 92 地域資料のデジタル化の推進

《事業のねらい》

調布市の地域資料は調布市以外にはないことから、調布市には地域資料を収集し、保存する責任がある。資料を保全しつつ、利用を図るため、対象資料を精査しながら資料のデジタル化を進める。

【5年間の取組予定】 ◎拡充事業 (事業主管課：図書館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受けて拡充し実施				

主要事業 93 博物館収蔵品のデータベース化とその活用

《事業のねらい》

博物館資料や関連情報について広く一般の活用を目指し、データベース化を進め、デジタルデータとして蓄積し、その活用を図る。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課：郷土博物館)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応

主要事業 94 実篤記念館収蔵品データベース、情報提供・映像視聴システム、HP等の充実

《事業のねらい》

多岐にわたる収蔵作品・資料のデータ整備を図り、収蔵品データベースにより情報を公開する。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課：実篤記念館)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応

施策 15 市民のスポーツ・レクリエーション活動支援に向けた取組

市民の健康づくり，青少年の健全育成，地域における連帯感の醸成にとって，スポーツ・レクリエーション活動の振興は欠かせないものである。その活動を支援するため，市立小学校での学校開放や地域運動会が実施されている。そこで，これまでの実績を踏まえて，市民にとって身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場を提供する。

主要事業 95 スポーツ振興課と連携した市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援
《事業のねらい》

市民のスポーツ・レクリエーション事業，活動に関する協議，情報提供を行うため，社会教育課ではスポーツ振興課と定期的な連絡会を設置している。これを充実させることにより，市長部局のスポーツ振興課と教育委員会との連携を深めていく。特に，多摩国体に向けた取組を視野に入れた，市民スポーツ振興の向上等につなげていく。

【5年間の取組予定】 ★新規事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	検討・準備	-----▶		実施	-----▶

主要事業 96 学校施設の開放による市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援
《事業のねらい》

学校施設を開放することにより，市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興，普及を進めながら，地域の連携や心身の健康の増進を図る。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課：社会教育課)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
		次期基本構想に基づく計画事業の策定		
実施	点検評価見直し・実施		-----▶	新しい計画事業を受けて対応

主要事業 97 多摩・島しょ広域連携活動助成事業

《事業のねらい》

近隣複数市の小・中学生を対象に，次世代を担う子どもたちを健やかに育てていくために，自然，社会，文化，スポーツなどの感動体験を提供し，社会性や自立性を育み，心豊かにすることを目的として実施する。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	市長会の判断で実施	----->			

施策 16 青少年の育成に向けた取組

青少年が自覚と責任をもって社会生活を送るために、青少年の居場所づくりを充実させるとともに、身近な地域で活躍できる人材として育成するために、多様な体験活動の機会をもてるように条件整備する。また、青少年の興味や関心に応じた活動を支援するための環境を整える。

さらに、青少年健全育成事業として、関連部局での事業と連携した取組にも努める。

主要事業 98 リーダー養成講習会の推進

《事業のねらい》

JSL 講習会では、レクリエーションを楽しみながら、リーダーとふれあう。JL・SL講習会では、レクリエーションの楽しさを認識し、地域行事等で指導できるリーダーを目指して活動を継続できるようにする。レク講習会では、団体指導者としてもレクリエーション技術を身につけることで、地域で活躍できる青少年の育成を図る。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課:社会教育課)

平成 19～21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
	次期基本構想に基づく計画事業の策定			
実施	点検評価見直し・実施			新しい計画事業を受けて対応

用語解説

- ※JSL :ジュニアサブリーダー(小学生対象)
- ※JL :ジュニアリーダー(中学生対象)
- ※SL :シニアリーダー(高校生対象)
- ※レク :レクリエーション指導者(高校生以上対象)

主要事業 99 成人式の運営

《事業のねらい》

成人式への参加を通して、大人になることへの自覚や周囲への感謝の気持ちを高める。さらに、実行委員会形式を取り入れ、成人式の第2部アトラクションを企画し、運営することで、若者の参画を進めるとともに、リーダーシップを育てる。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:社会教育課)

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施				

主要事業 100 調布っ子夢会議の推進

《事業のねらい》

自由で夢のある意見表明の機会を提供するとともに、学校の枠を超えた中学生同士で意見交換し交流する場を提供する。活動を通して、地域社会の一員として、まちづくりへの参加意識を高めていく。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施 →				

主要事業 101 放課後遊び場対策事業(ユーフォー)の充実

《事業のねらい》

市立小学校の児童に対し、放課後の学校施設を利用して安全な遊び場・居場所を提供し、異なる年齢の児童間の交流を図り、遊びを通して社会性や創造性を養うことを目的とする。

【5年間の取組予定】 ■推進プログラム事業 (事業主管課:社会教育課)

平成19～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度～
推進プログラム(前半)	推進プログラム(後半)			【調布市次期基本構想に基づく計画事業】
		次期基本構想に基づく計画事業の策定		
実施	点検評価見直し・実施 →			新しい計画事業を受けて対応

用語解説

※放課後遊び場対策事業(ユーフォー)

学校施設を利用して、放課後、児童に遊び場・居場所を提供する事業。友だちと夕方まで優しく遊ぶことから、友だちの「友」、夕方の「夕」、優しいの「優」、遊ぶの「遊」、「ゆう」が4つでユーフォーと名付けられた。

主要事業 102 青少年交流館の運営

《事業のねらい》

青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで、青少年同士やサークルの交流を通して、社会性を身に付けた青少年の育成を図る。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課:社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施 →				

主要事業 103 次世代育成支援に係る他課関連部局との連携の推進

《事業のねらい》

児童館，学童クラブ，青少年ステーション(CAPS)などの関連部局との連携を図り，青少年健全育成事業の取組を進める。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：社会教育課)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			

用語解説

※学童クラブ事業

児童福祉法第6条の2に定める「放課後児童健全育成事業」をいい，保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している，おおむね10歳未満の児童を対象として，授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて，その健全な育成を図る事業。

※青少年ステーション(CAPS) (CAPS:Chofu Active Person's Station)

中・高校生世代への健全な居場所を提供するとともに，想像力を発見し，伸ばし，さらにその力を地域に還元することで，中・高校生世代を通じてすべての人につながったまちづくりを目指す施設。

主要事業 104 公民館青少年教育事業の推進

《事業のねらい》

青少年が自由に公民館を利用し，楽しく安心して学べる主催事業を実施する。青少年の学習活動支援，仲間づくりなどの場を提供する。青少年が学校以外で，「生きる力」や変化の激しい社会を「生き抜く力」を育む場の提供と支援をする。

【5年間の取組予定】 ○継続事業 (事業主管課：公民館)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施・点検評価	点検評価を受け見直し実施	----->			